

# 監 査 報 告 書

2008年5月29日

学校法人明治大学  
評 議 員 会 御中

学校法人明治大学

監 事 山 浦 晟 暉

監 事 和 田 義 博

監 事 福 島 啓 充

私たちは、学校法人明治大学の監事として、私立学校法第37条第3項及び学校法人明治大学寄附行為第15条の定めに基づいて、同大学の2007年度(2007年4月1日から2008年3月31日まで)における財産目録及び計算書類(資金収支計算書, 消費収支計算書, 貸借対照表及び附属明細表)を含め、学校法人の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

私たちは、監査にあたり、理事会その他重要な会議に出席するほか、重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施しました。

なお、財産の状況については、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づき、公認会計士により監査が実施されておりますので、公認会計士監査に依拠し、その実施状況を検討、併せて監査結果についての意見を聴取いたしました。

私たちは、監査の結果、学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、財産目録及び計算書類は会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

以 上